

(山科地域公共交通会議資料)

令和3年11月30日

京都市交通局

担当：自動車部運輸課

TEL：863-5132

山科地域への市バスの運行について

交通局では、山科地域への市バスの運行を、京阪バス株式会社（以下「京阪バス」という）に申し入れ、この間、停留所の共用について調整を重ねてきました。その結果、京阪バスの御協力が得られたことから、下記のとおり山科地域へ市バスを運行することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 運行の概要

(1) 系統名

特80号系統

(2) 運行経路及び停車停留所

- ・往路：河原町三条 → 四条河原町 → 川田道（降車のみ）
→ 山科西野（降車のみ）→ 山科団地（降車のみ）→ 国道東野
- ・復路：国道東野 → 四条河原町 → 河原町三条



※京阪バスとの共用停留所

四条河原町 [南行]，川田道 [東行]，山科西野 [東行]，山科団地 [北行]，
国道東野 [西行] (計5箇所)

(3) 運行回数及びダイヤ

毎日2回運行

- | |
|---|
| 1回目：19:27 発（河原町三条）※川田道へは19:40 着，国道東野へは19:49 着 |
| 2回目：20:57 発（河原町三条）※川田道へは21:10 着，国道東野へは21:19 着 |

(4) 運賃

- ・河原町三条～四条河原町 : 230円（均一運賃区間）
- ・河原町三条/四条河原町～川田道以東 : 250円（調整運賃区間）

※他の市バス系統と同様に，市バス全線を利用範囲とする乗車券（地下鉄・バス一日券や敬老・福祉乗車証等）は，均一運賃区間と調整運賃区間の双方において御利用いただけますが，均一運賃区間を利用範囲とする乗車券（バス一日券や市内中心フリー定期券等）は，調整運賃区間では御利用いただけません。

(5) 運行開始日

監督官庁である近畿運輸局の認可を経て，令和3年12月1日（水）からの運行開始を予定しています。

2 運行までの経緯

- ・ 今般の新型コロナウイルス感染症の影響は甚大で，バス事業者も非常に厳しい経営を余儀なくされている中，山科地域では，令和2年12月に京阪バスの減便が実施され，四条河原町方面への運行回数が18回から12回へと3分の2に減少した西野学区から交通局に対し，このバス路線を市バスも共に支えていただきたいとの御要望が寄せられました。
- ・ 他方，近年，自然災害が頻発化，激甚化していることなどを背景に，令和2年7月に国において「運輸防災マネジメント指針」が策定され，その中で，市民生活と経済活動を支える交通事業者は，災害時に事業を継続できるよう求められております。山科地域に市バス路線を有していれば，これを活用することで，災害等で地下鉄東西線が不通となった場合や運休した場合に，代替ルートを迅速に確保することが可能になります。
- ・ こうしたことを踏まえ，限りある輸送力の中でどういった運行が可能か，また，地域交通に与える影響等も考慮しながら，山科地域への市バスの運行について検討を進め，停留所の共用について京阪バスと調整を重ねてきました。その結果，今般，京阪バスから御協力が得られ，山科地域への市バスの運行が実現することとなりました。